

新教育カードローン（しんきん保証）

（2019年8月1日現在）

<p>1. 商品名（愛称）</p> <p>[概要]</p>	<p>新教育カードローン（しんきん保証）</p> <p>子弟・孫・被扶養者（以下、教育カードローン保証基準において「子弟等」という）の在学中（卒業予定月の末日まで）は貸越利用期間でお利息のみのご返済、ご卒業後は、卒業時に利用貸越極度に応じた定例元金、ならびにお利息のご返済をいただく商品です。</p>																								
<p>2. ご利用いただける方</p>	<p>当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人の方。</p> <p>① 子弟等が学校等に就学中または就学予定である方。 ② 年齢が満20歳以上の方。 ③ 安定継続した収入のある方。 ④ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方。 ⑤ 当金庫および(社)しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認められた方。</p>																								
<p>3. 資金使途</p>	<p>子弟等の就学にかかる以下の資金</p> <p>① 学校納付金（寄付金、学校債、滑り止め受験で合格した学校への入学金を含む） ② 付帯費用（受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）交通費、引越費用等） ③ ①または②を使途として、当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融を除く）から借入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p>																								
<p>4. お借入金額</p>	<p>貸越極度額50万円以上500万円以内（10万円単位） ※専用ローンカードにより、ATM利用でお借入（出金）、ご返済（入金）することができます。 ※お客様からの申出により、極度額の増額または減額をすることができます。</p>																								
<p>5. お借入期間</p>	<p>貸越利用期間、返済期間（貸越利用期限後）各お借入期間は以下のとおりです。 【貸越利用期間】 4年9カ月以内（1年毎の更新） ＊ただし、子弟等の卒業予定月の10日までです。 ＊医学部、薬学部等の6年制大学等の場合は、最長6年9ヶ月以内かつ在学予定期間内までです。 【返済期間（貸越利用期限後）】 10年以内</p>																								
<p>6. 担保・保証人</p>	<p>不要 （保証会社である(社)しんきん保証基金が審査のうえ保証します）</p>																								
<p>7. ご返済方法</p>	<p>【貸越利用期間】 元金返済据置とし、利息は、利息支払用預金口座から毎月ご返済いただきます（毎月10日）。 【返済期間（貸越利用期限後）】 卒業月の極度額に応じて定例元金返済となります。また、お利息は残高に応じてご返済いただきます（毎月10日）。</p> <table border="1" data-bbox="376 1440 1473 1630"> <thead> <tr> <th>卒業時の極度額</th> <th>定例元金返済額</th> <th>卒業時の極度額</th> <th>定例元金返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>6,000円</td> <td>250万円超 300万円以下</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>10,000円</td> <td>300万円超 350万円以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 150万円以下</td> <td>14,000円</td> <td>350万円超 400万円以下</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円超 200万円以下</td> <td>18,000円</td> <td>400万円超 450万円以下</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円超 250万円以下</td> <td>22,000円</td> <td>450万円超 500万円以下</td> <td>42,000円</td> </tr> </tbody> </table>	卒業時の極度額	定例元金返済額	卒業時の極度額	定例元金返済額	50万円以下	6,000円	250万円超 300万円以下	26,000円	50万円超 100万円以下	10,000円	300万円超 350万円以下	30,000円	100万円超 150万円以下	14,000円	350万円超 400万円以下	34,000円	150万円超 200万円以下	18,000円	400万円超 450万円以下	38,000円	200万円超 250万円以下	22,000円	450万円超 500万円以下	42,000円
卒業時の極度額	定例元金返済額	卒業時の極度額	定例元金返済額																						
50万円以下	6,000円	250万円超 300万円以下	26,000円																						
50万円超 100万円以下	10,000円	300万円超 350万円以下	30,000円																						
100万円超 150万円以下	14,000円	350万円超 400万円以下	34,000円																						
150万円超 200万円以下	18,000円	400万円超 450万円以下	38,000円																						
200万円超 250万円以下	22,000円	450万円超 500万円以下	42,000円																						
<p>8. 金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> 変動金利 お借入金利はお申込時ではなく、当金庫承認時の金利が適用されます。 お借入期間中の金利変動について <ul style="list-style-type: none"> 毎年4月1日と10月1日の当金庫1年もの定期預金金利に付加金利と保証料を加えた基準金利として、年2回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ基準金利変更日の翌日以降、最初に到来する利息支払日の翌日から適用します。その場合、1年定期預金の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げとなります。 現在の金利については、店頭でご確認ください。 																								

次頁に続きます

9. 金利特典	※「職域サポート契約」先に係る取扱については、年0.5%を優遇します。 ただし、キャンペーン期間中は、キャンペーン金利とします。
10. 都度のご利用	都度のご利用は、当金庫が定めたご利用限度額範囲内かつ千円単位となります。 なお、1日あたりのご利用限度額は当金庫が定めた範囲とします。
11. お申込時にご用意いただくもの	<p>① ご印鑑（普通預金お届け印）</p> <p>② ご本人であることを確認できる運転免許証（表裏）の写し ※運転免許証を取得されていない場合は、以下のいずれか1通の提出をお願いします。 イ. 顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ロ. 運転経歴証明書（表裏） ハ. 健康保険証（表裏） ニ. パスポート ※健康保険証（裏表）により本人確認書類とするお客様は、住民票抄本（写し）または公共料金の領収書（写し）をご用意ください。 ※お申込みのお客さまが日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることが確認できる書類をご用意ください。</p> <p>③ ご本人の年収を確認できる書類の写し 公的所得証明書・源泉徴収票・税務署受付印のある確定申告書等 ただし、お借入金額が100万円以下の場合は、所得証明書等を不要とします。 *勤続2年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票(写)でも代替が可能です。</p> <p>④ 資金使途が確認できる書類 学校納付金等の振込依頼書（写し）、資金使途確認書類</p> <p>⑤ 子弟等の就学が確認できる書類の写し 合格通知書、在学証明書、学生証 等</p> <p>⑥ その他、金庫及び保証会社が必要と認めた書類。</p>
12. 手数料・保証料	印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は不要です。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部（9時～17時、電話：0277-44-8181）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。